



# 島根県報

平成16年 3月31日 (水)  
号外 第 65 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 (地方労働委員会)

### 公布された条例等のあらまし

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 (規則第46号)

#### 1 規則の概要

- (1) 事務局次長の職を廃止することとした。(第 4 条・第 8 条関係)
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第46号

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則 (昭和59年島根県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、事務局次長、課長、課長補佐、主任、調査員、主任主事及び主事」を「及び課長」に改め、同条第

2 項中「又は主幹」を「、副主査、主幹、主任、調査員、主任主事及び主事」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 4 条第 6 項を次のように改める。

6 副主査及び主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

第 4 条中第 7 項及び第 8 項を削り、第 9 項を第 7 項とする。

第 8 条第 1 項中「事務局次長」を「課長」に改め、同条中第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 9 条中「、島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第 4 号) 及び島根県公文書管理規程の施行運用に係る文書管理の特例に関する規程 (平成15年島根県訓令第28号)」を「及び島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第 4 号)」に改める。

### 附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

